

教育・保育給付認定等に係る個人番号提供書 < 記入例 >

子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、教育・保育給付認定等を行う際に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりますので、制度の趣旨をご理解いただき、**記載日を記入してください。**

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の【保護者（主たる生計者）欄】に記載される方を提供者としてください。

提供者	（フリガナ） ダイドウ ジロウ	父	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	性別 男 女
-----	------------------------	---	--	-----------

※以下については、提供者が世帯員の個人番号を確認して記入してください。

提供者以外の世帯員	（フリガナ） ダイドウ ハナコ	母	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	男 女
	（フリガナ） ダイドウ サツロウ	兄	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	男 女
	（フリガナ） ダイドウ タロウ	本人	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	男 女
	（フリガナ） ダイドウ イチロウ	祖父	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	男 女
	（フリガナ） ダイドウ カズコ	祖母	昭和・平成・令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	男 女
	（フリガナ）		昭和・平成・令和 年 月 日 個人番号	男・女

- 備考
- ・提供のあった個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）別表第127項に掲げる事務の処理に必要な範囲をこえて利用することはありません。
 - ・本様式は、番号法第14条第1項の規定に基づき提出していただくものです。

※以下市記入欄

個人番号確認書類 ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票（または住民票記載事項証明） ☐ その他（ ）	本人確認書類 【いずれか1つ】 ☐ 個人番号カード（表面） ☐ 運転免許証 ☐ 手帳（身体・精神・療育） ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ その他顔写真付き身分証 （ ）	本人確認書類 【いずれか2つ】 ☐ 公的医療保険の被保険者証 ☐ 介護保険の被保険者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ その他顔写真のない身分証 （ ）
--	--	--

確認日 令和 年 月 日 確認者

教育・保育給付認定等に係る個人番号提供書の提出の際に必要な書類について

個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。お手続きにお越しの際は、以下の①および②の書類を提示してください。

※提供者とは、【教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の保護者欄の主たる生計者に✓をしていただいた方】のことです。

なお、提供者と同一世帯の方以外の方がお越しになる場合は、別途委任状が必要となりますので、ご注意ください。

① 提供者の方のマイナンバーの確認に必要な書類（原本）

次の1～3のうち、いずれか1点の書類

1. 個人番号カード

2. 個人番号の通知カード（※注）

※注 「通知カード」については、通知カードに記載のある住所、氏名等と、教育・保育給付認定申請書兼入所申込書に記載のある住所、氏名等とが一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用いただけませんので、ご注意ください。

3. 個人番号記載の住民票写し（または住民票記載事項証明）

② 窓口に来られた方の本人の確認に必要な書類（原本）

※次の(1)または(2)のうちから、1点または2点の書類

(1) 次の1～8のうち、いずれか1点の書類

1. 個人番号カード

2. 運転免許証

3. 旅券（パスポート）

4. 身体障害者手帳

5. 療育手帳

6. 精神障害者保健福祉手帳

7. 在留カード

8. その他「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が貼付されたもの

(2) 次の1～6のうち、いずれか2点の書類

1. 公的医療保険の被保険者証

2. 介護保険の被保険者証

3. 児童扶養手当証書

4. 特別児童扶養手当証書

5. 国民年金手帳

6. その他「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が貼付されていないもの

※窓口にお越しになられる方が提供者ご自身が提供者以外の方かによって、必要書類が次のとおり異なります。

1. 提供者の方がお越しになる場合

◆提供者の方のマイナンバーの確認に必要な書類（上記①の書類）

◆提供者の方の本人の確認に必要な書類（上記②の書類）

2. 提供者の配偶者など、提供者と同一世帯の方がお越しになる場合

◆提供者の方のマイナンバーの確認に必要な書類（上記①の書類）

◆窓口にお越しになる方の本人の確認に必要な書類（上記②の書類）

3. 上記1. 2以外の方がお越しになる場合

◆提供者の方のマイナンバーの確認に必要な書類（上記①の書類）

◆窓口にお越しになる方の本人の確認に必要な書類（上記②の書類）

◆委任状（提供者が作成したもの）